

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は
消費生活センターへ

「自分だけは大丈夫」と 思っていないませんか？

**消費者トラブルは
悩まず早めに相談を！**

⚠️ 速報！村の消費者トラブル

以下の事例が多くなってきています。トラブルを未然に防ぐために手口と対策を確認しましょう。

● 水回り修理「950円～」のはずが…数十万の高額請求に！

トイレ・水回り・鍵の修理、害虫・害獣の駆除など、日常生活でのトラブルに事業者が対応する「暮らしのレスキューサービス」において、高額な作業料の請求を受けたという消費者トラブルが増加しています。安い価格が表示されたインターネット上の広告を見て自宅に呼びますが、実際の料金は数十万円になるなど広告の金額とはかけ離れた請求になってしまったというトラブルです。

【トラブルにあわないために】

- ・インターネット上の広告をうのみにするのはやめましょう。
- ・トラブルが起こったときを想定し初期対応について調べておきましょう。
- ・地元のエ務店や自治体の管工事組合など信頼のおける事業者を探しておきましょう。
- ・契約をせかされる、次々と高額な作業を提案される場合などは断り、納得できない場合はその場で支払いを断るのはやめましょう。



● 「分電盤の点検に行きます」の電話から始まる勧誘に注意！

業者が電話等で突然分電盤やブレーカーの点検を持ち掛けて訪問し、「すぐに交換しなければ漏電して火事になる」などと不安をあおりその場で契約を迫る手口です。中には電力会社や委託会社と名乗り、信用させる例もみられます。

【トラブルにあわないために】

- ・電話等で点検を持ち掛ける業者には安易に点検させず、させたとしてもその場で契約せず比較・検討しましょう。
- ・4年に1回の無料法定点検について日頃から確認しておきましょう。
- ・クーリング・オフ等できる場合もあります。不安や不明な点があればすぐに消費生活センター等に相談しましょう。



～以上2件、国民生活センターHPより引用・抜粋～

司法書士による無料相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、登記・相続・消費生活に関する相談が無料で受けられます。相談の2日前までにご予約ください。

【開催日時】令和8年7月3日(金)
午前9時30分から11時30分まで

【会場・受付】美浦村消費生活センター

◀ 消費生活に関する相談は ▶

- ◆ 村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141(直通)
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談の受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◆ 消費者ホットライン（全国共通） ☎188 ※3桁で繋がります。
- ◆ 県警悪質商法110番（訪問販売や悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379